

シリーズ 国営ほ場整備 ②6

工事着工に向けての同意 （能間工区、下島工区、久枝工区）

能間工区、下島工区、久枝工区において、換地計画原案への同意をいただき、令和4年度春の工事着工を目指します。

同意の際には、換地計画原案の明細書を工事区域内の権利者の皆様にお示しします。

権利者全員の同意を得てから工事着工しますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

※ 換地計画原案とは、工事後の土地の配置計画を工事実施前に立てることです。



■問い合わせ/
農地整備課 ☎880-6586
高知南国土地改良区 ☎856-7077

先月号の広報でSDGs（持続可能な開発目標）を取り上げた。その目標の1つの「貧困をなくそう」を見たときに、厚生労働省が公式ツイッターに「生活保護の申請は国民の権利です。」と書き込み、話題になったことが思い出された。そこで、日本の貧困の状況と、困窮者の命を守る最後の砦ともいえる生活保護制度について紹介してみたい。

日本では、人間として最低限の生存を維持することが困難な「絶対的貧困」は少ないが、その国や地域の中で比較して、大多数よりも貧しい「相対的貧困」が問題とされる。相対的貧困を所得でみた場合、国民の約6人に1人、17歳以下の子どもがいる大人が1人の世帯に至ってはその約半数が、貧困の状態であると考えられる（※1）。貧困は決して遠くの問題ではないのである。

では国は貧困にどのように対応しているかという点、憲法で、国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しており、これを実現するための制度のひとつとして「生活保護」が定められている。この生活保護は、その世帯において、年齢、世帯構成、所在地域などによって定められた保護基準によって計算され

117 人権学習シリーズ

生活保護は人権

た「最低生活費」を年金、給与、手当などの収入が下回る場合に、その不足分を補う形で行われる。南国市での「最低生活費」の具体的な数字を挙げてみると、30歳、4歳および2歳の一人親世帯であれば、16万6590円と家賃の実費（3万8000円が上限）の合計額（※2）であり、これを収入が下回れば、生活保護が受けられるということになる。

紙面の都合上、生活保護について、全てを書くことは困難であるし、家や自動車を持つていると受けられないといった「誤解」も多いため、困っている方はぜひ一度、南国市福祉事務所まで相談していただきたい。最後に、誰にでも困窮する可能性はあるので、このことを強調しておきたい。『生活保護の申請は国民の権利です。』

※1 2019年国民生活基礎調査より
※2 世帯員の状況により変わる場合があります。

※生活保護に関する問い合わせ
福祉事務所
☎880・65666
☎880・65669

■記事に関する問い合わせ
人権啓発広報委員会
☎880・65669